

八代市住民自治によるまちづくり



市民協働部 市民活動支援課

これまでの取り組み

- 平成15年 2月 合併協議会企画分科会にて住民自治についての検討開始
- 平成16年12月 合併協議会にて地域審議会の確認と併せ住民自治組織の確立を行うことで確認
- 平成17年 8月 1市2町3村による新「八代市」の誕生
- 平成18年 1月 「住民自治推進庁内検討会議」設置
- 平成18年 2月 地域審議会の下部組織として「住民自治推進検討委員会」設置
- 平成19年 1月 地域審議会から「住民自治によるまちづくりの推進に関する提言」を市長へ答申
- 平成19年 3月 職員研修会（市政協力員・市議会議員一部参加）
- ・演題：住民自治推進のための「住民と行政の協働」について
 - ・講師：熊本県立大学総合管理学部教授 荒木昭次郎氏
- 平成19年 9月 住民自治によるまちづくり基本指針策定
- 平成19年10月 職員研修会（部次長、課長対象）
- ・演題「宗像市のコミュニティ制度について」 講師：宗像市コミュニティ課長 神谷正和 氏
- 平成20年 3月 やつしろ市民フォーラム
- ・演題「なぜ、今、住民と行政による協働のまちづくりか」 講師：熊本県立大学総合管理学部教授 桑原隆広氏
- 平成20年 6月 住民自治推進団体連絡会議設置
- 平成20年 7月～11月 20校区及び13地域活動団体との意見交換会
- 平成20年 8月 職員研修会（係長級対象）
- ・演題「福岡市のコミュニティ関連施策について」講師：福岡市コミュニティ推進課長 瀧上哲郎氏
- 平成21年 7～10月 住民自治によるまちづくり人材育成セミナー（市民対象）
- ◇第1回講座（7月）演題「行政に頼らない地域づくり」
講師：鹿児島県鹿屋市柳谷自治公民館長 豊重 哲郎 氏
 - ◇第2回講座（8月）演題「宗像版地域コミュニティづくり」
講師：福岡県宗像市南郷地区コミュニティ運営協議会事務局長 塩川雄二 氏
 - ◇第3回講座（9月）演題「坂本地域のまちづくりについて」
師：八代市坂本地域振興会連絡協議会会長 松村政利 氏
 - ◇第4回講座（10月）演題「住民と行政の協働によるまちづくり」
師：熊本県立大学総合管理学部教授 桑原隆広 氏
- 平成21年10月 住民自治推進団体連絡会議から市長へ具申
- 平成22年 3月 八代市住民自治によるまちづくり行動計画（前期）策定
- 平成22年6月末～9月末 21校区住民説明会
- 平成22年11月 住民自治によるまちづくり講演会（市民対象）
- ・演題 「元気な市民と元気なまちづくり」講師：福岡県宗像市長 谷井博美 氏
- 平成23年 3月 5地域を先行地域として指定（代陽・麦島・金剛・二見・東陽）
- 平成23年11月 住民自治によるまちづくり職員研修会
- ・演題「官民連携・共働によるまちづくりについて」講師：大野城市市民部長 見城俊昭氏
- 平成24年 2月 第2期先行地域を指定（八代・太田郷・八千把・日奈久・昭和・龍峯・千丁）
- 平成24年 5月 第1期先行地域と八代市とで「パートナーシップ協定」を締結
- 平成24年 6月 第2期先行地域を追加指定（植柳・宮地東）
- 平成24年11月 明日の八代づくり講演会～市民協働と自治基本条例を考える～（市民・職員対象）
- ・演題：～市民協働と自治基本条例を考える～ 講師：松下啓一 氏（相模女子大学教授）
- 平成25年 3月 第3期先行地域を指定（松高・高田・郡築・宮地・坂本・鏡・泉）
- 平成25年 7月 第2期先行地域と八代市とで「パートナーシップ協定」を締結
- 平成25年 8月 明日の八代（まち）づくり講演会（市民対象）
- ・演題「コミュニティ・ビジネスの始まりは小さなつぶやきから～」 講師 細内信孝氏
（コミュニティビジネス総合研究所 代表取締役所長）
- 平成26年 2月 明日の八代（まち）づくり研修会（市議会議員・職員対象）
- ・演題：「自治基本条例とは何か、なぜ必要か」 講師：嶋田暁文（九州大学法学研究院准教授）
- 平成26年 5月 第3期先行地域と八代市とで「パートナーシップ協定」を締結

前期計画期間での取り組み（H22～H26）

1、組織設立の支援

- ・地域協議会の設立前に設立準備委員会を設置し、約1年かけて組織設立に向けた協議を行いました。
- ・計画では平成27年度までに全地域設立をめざしていたものの、1年前倒しですべての地域協議会が設立されました。



2、行政組織の整備

- ・住民自治によるまちづくり推進のため、行政の窓口として市民活動支援課を設置しました。
- ・各地域に支援職員として地域アドバイザー、地域コーディネーターを配置しました。
- ・協働のまちづくりへの理解と意識改革を進めるため職員研修会を8回開催しました。
- ・全庁的に取り組むため「住民自治推進庁内検討会議」を設置しました。
- ・先行地域における地域アドバイザー、地域コーディネーター間の情報の共有と課題解決を図るため担当者会議を設置しました。



3、補助制度の確立

- ・これまで使い道や額が決まっていた補助金等を一括して地域に交付し、地域内での用途裁量権の拡大と透明性を図りました。
- ・設立後の組織の運営に必要なパソコン、デジカメ等を購入するため「組織運営交付金」を交付しました。
- ・協議会の活発な自主活動を支援するために「地域協議会運営育成強化支援補助金」制度を設けたことにより、新たな取り組みが始まりました。



4、自治意識の高揚

- ・広報やつしろに特集記事を掲載し、協議会活動の周知と住民自治の啓発を図りました。
- ・協議会の意見交換会を開催し、協議会同士の情報共有を図りました。
- ・まちづくりの意識と専門性を高めるために、各種講演会を実施しました。



5、活動拠点施設の機能充実

- ・公民館等施設を地域の活動拠点施設として位置づけました。
- ・公民館等施設に事務局を整備し、協議会の事務機能の強化を図りました。



前期計画期間での課題

前期計画期間中には、住民説明会やアンケート調査、さらに組織づくりを通じて、可能な限り市民の皆さんの生の声の収集に努めてきました。

そして、そこからさまざまな課題が見えてきました。

情報の共有化	<ul style="list-style-type: none">・市民と行政との情報共有が不足している。・地域のまちづくりの内容が知られていない。・具体的なビジョンを明確に示していない。
人材育成の必要性	<ul style="list-style-type: none">・一部の人に役割が集中している。・後継者が育っていない。・ボランティアだけでは熱が入らない。
組織運営の強化	<ul style="list-style-type: none">・地域内の組織の連携がうまく図られない。・組織内の機能が働いていない。・自治会の運営が大変である。
協働によるまちづくりの環境整備	<ul style="list-style-type: none">・地域住民が集える使い勝手のよい拠点施設が必要である。・地域の活動に必要な資金の確保が必要である。
更なる自治意識の高揚	<ul style="list-style-type: none">・地域において、なぜ、まちづくりが必要なのか、今、地域が必要としているまちづくりが何か、課題は何があるのか等、さらなる啓発活動が必要である。



後期計画では、「住民自治によるまちづくり基本指針」に基づき策定した前期計画を引き継ぎ、上記の課題解決と21地域に設置された地域協議会が自ら考え、自ら決定し実施できるような環境を整えるため、7つの重点施策を盛り込み、25施策と68の推進項目を推進していきます。

1、財政的支援（3施策、5推進項目）

2、行政の推進体制の整備（2施策、9推進項目）

3、活動拠点の整備（2施策、6推進項目）

4、コミュニティと行政の意識改革（2施策、12推進項目）

5、組織の運営強化（7施策、15推進項目）

6、協働意識の醸成（4施策、8推進項目）

7、情報共有の推進（5施策、13推進項目）

計画の期間

後期計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。
前期計画期間での課題や問題点を整理し、更なる地域独自のまちづくりを推進していきます。

基本指針 10ヵ年

行動計画（前期） 5ヵ年		行動計画（後期） 5ヵ年		
平成22年	平成26年度	平成27年度		平成31年度

7つの重点施策

市は、地域のまちづくりを支えるため、次の7つの重点施策を推進していきます。

1、財政的支援

地域の自主的・主体的な取組みが充実できるよう、地域協議会活動交付金の拡充を図ります。

また、地域が自主的に収益を上げることができるよう、市の業務の中から地域協議会へ委託可能な業務を抽出し、地域協議会への委託を推進していきます。

活動財源支援

地域協議会活動交付金（一括交付金）の拡充を図ります。



住民自治によるまちづくりを継続的に支援していくため、新たな財源の確保を目指します。
また、国・県の補助金等に関する情報を提供します。

業務委託

市から地域協議会等に協働事業が可能なメニューの提案を行うなど、コミュニティビジネスの視点から業務委託を推進します。

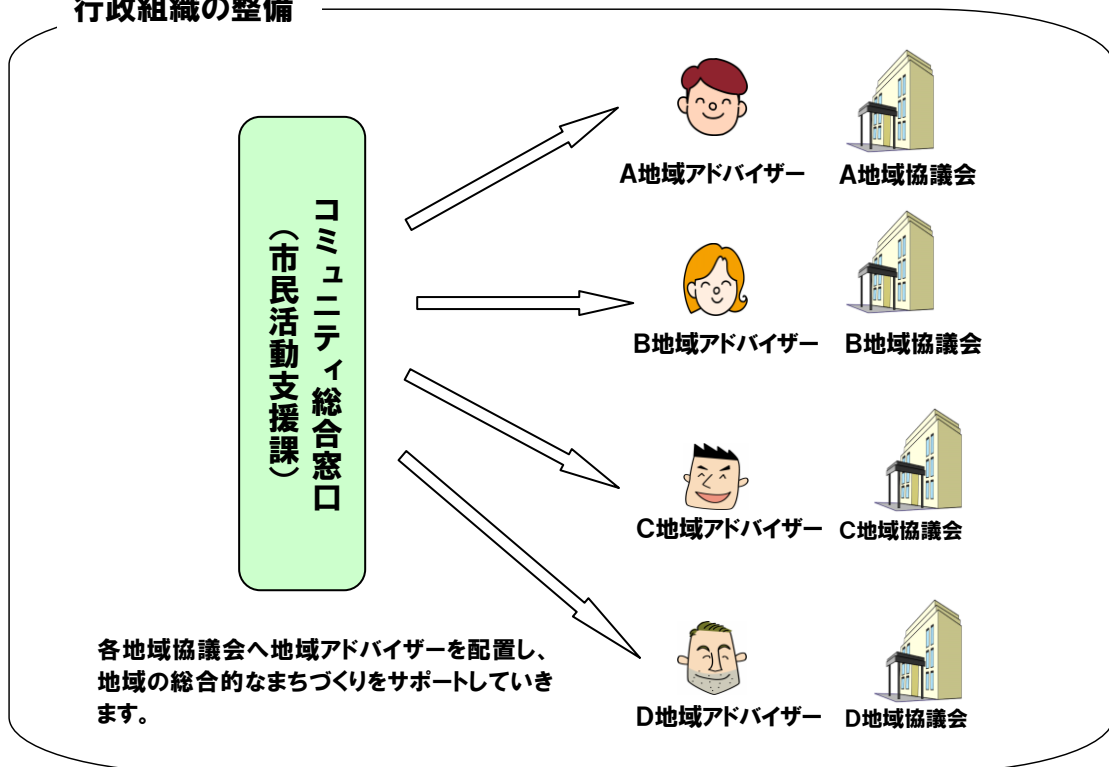
- ・学校グラウンド、体育館の貸し出し業務
- ・地域の河川・道路の清掃業務
- ・地域協議会の拠点施設等の管理業務
- ・各種ソフト事業 等

2、行政の推進体制の整備

地域住民が主体となってまちづくりに取り組んでいくための行政支援として、地域の活動拠点施設となるコミュニティセンターに「地域アドバイザー」を派遣し、側面的にまちづくりの指導・助言を行っていきます。

また、協働の考え方や協働の手法について学ぶため、職員研修会等を実施するとともに、地域のまちづくりに率先して参加するよう働きかけを行い、職員の意識改革に努めます。

行政組織の整備



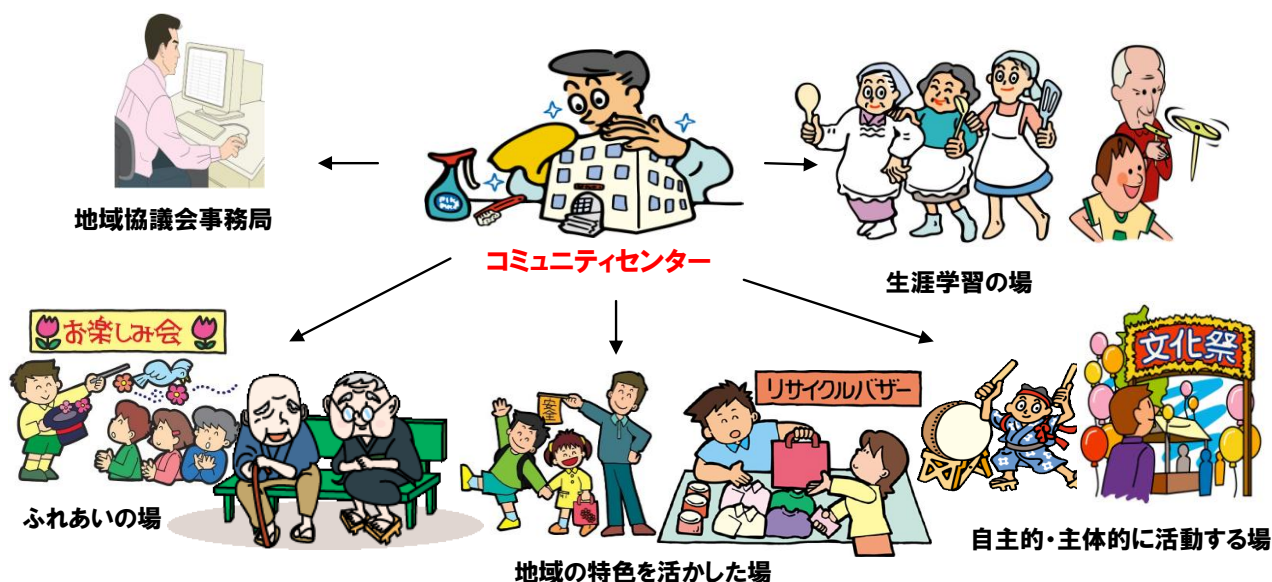
職員の意識改革



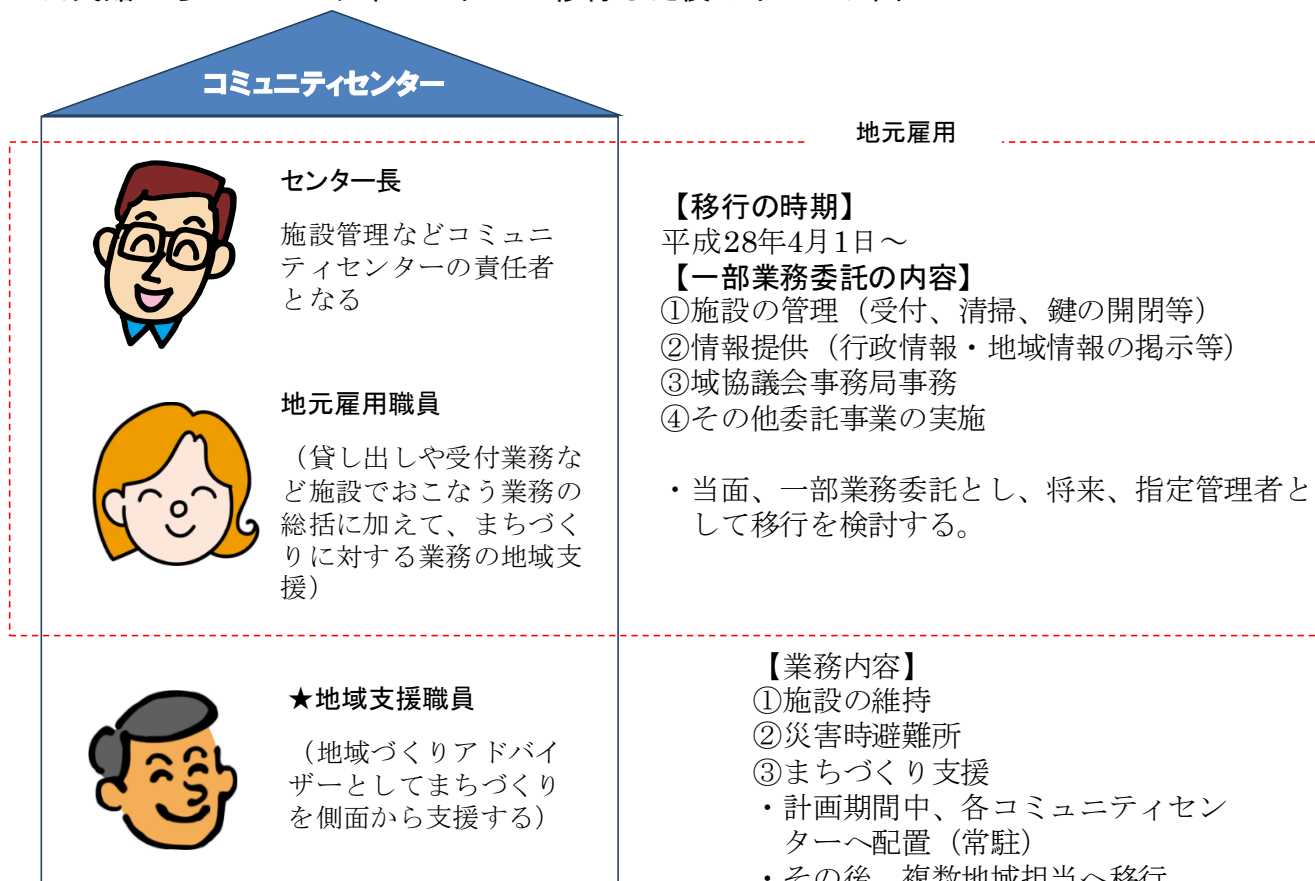
3、活動拠点の整備

地域の活動拠点施設である公民館等施設をコミュニティセンターに移行し、地域住民の皆さんがふれあい、地域の特色を活かした様々な活動、地域のまちづくりについて自主的・主体的に活動する場、また、生涯学習を实践する場として位置づけます。

また、地域へ権限・裁量権の拡大（使用許可等）を図るため、コミュニティセンターは利用する地域住民で運営できるよう地域協議会と業務委託を結びます。



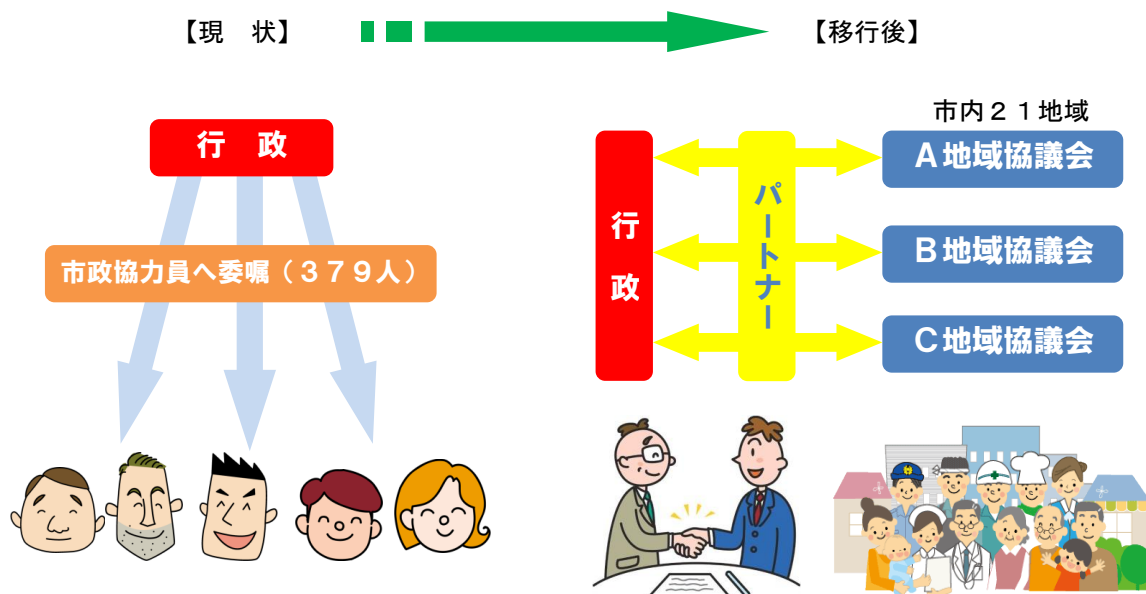
■公民館からコミュニティセンターへ移行した後のイメージ図



4、コミュニティと行政の意識改革

住民自治によるまちづくりの推進において、地域コミュニティと行政は上下関係のない対等なパートナー関係を構築するため、市が市政協力員（個人）に委嘱するという関係を見直し、地域協議会（団体）を中心としたまちづくりに取り組んでいきます。

■「委嘱」から「パートナーシップ」への関係へ



■市政協力員制度の見直しによって

- (1) 地域協議会で受託可能な業務を検討していきます。
- (2) 広報紙の配付は民間委託を検討します。ただし、地域協議会が受託可能な方法を導入します。
- (3) 市と地域との連絡事務に係る経費は、一括交付金として地域協議会に交付します。
- (4) 自治会支援窓口の設置と支援策を強化します。



今後、一括交付金に含まれる地域の役割としては・・・

- ・各世帯への連絡事項
- ・各種立会い
- ・各種証明手続き
- ・ごみ集積所の設置 などが考えられます。

5、組織の運営強化

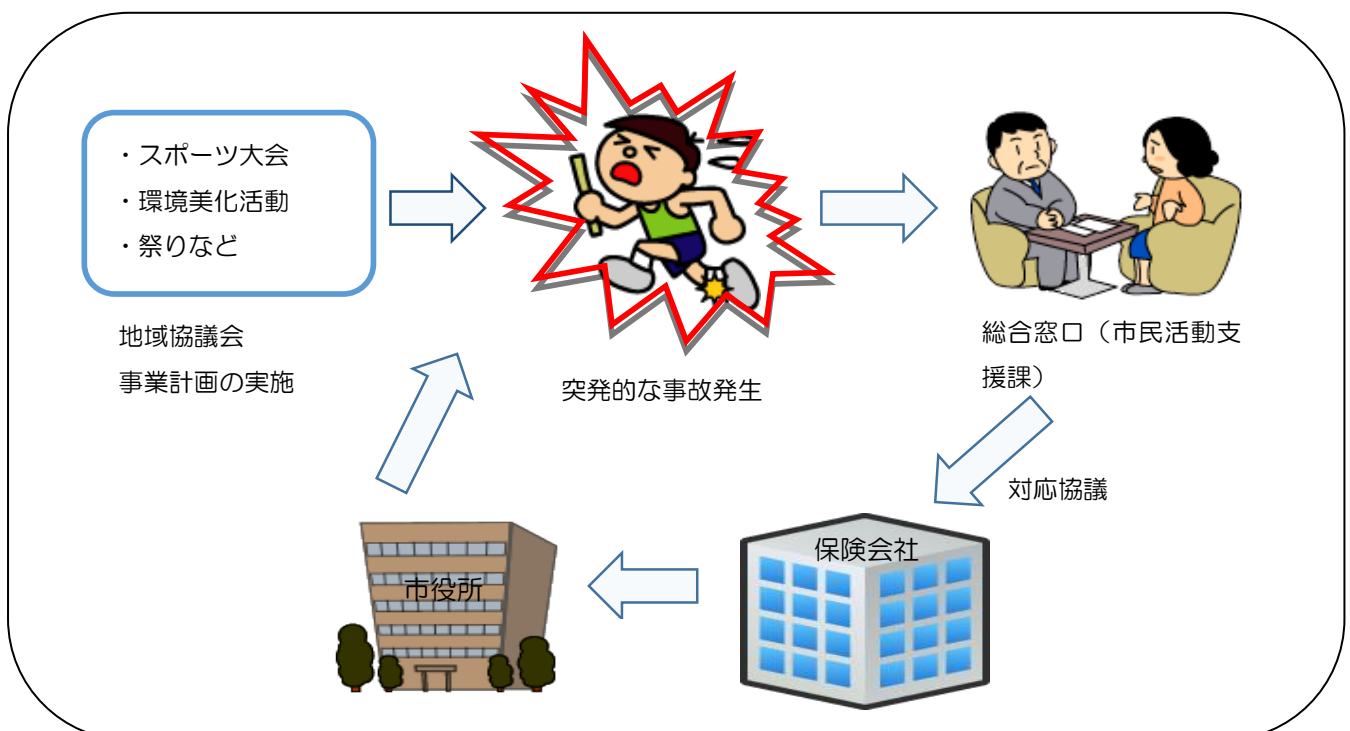
地域協議会と市との情報共有が図れるよう「八代市地域協議会連絡会」を設置し、協働体制を整えていきます。

地域協議会主催による公益的な活動中に不測の事故が発生した場合、賠償・補償に最低限の見舞金を支給できるように、安心して地域活動に参加できるよう環境を整えていきます。

地域協議会連絡会議の設置



市民総合賠償補償制度の活用



6、協働意識の醸成

地域の課題解決や特色を活かしたまちづくりを行うため、まちづくり計画の策定を支援します。

また、各地域の特性に応じた地域力の向上を図るとともに、住民が等しく尊重され、安心して暮らすことができる地域社会を創り上げていくことを目的に、自治基本条例の制定を目指します。

仲間と加って、語って、 自分たちのまちづくり計画を！



子どもとお年寄りとのふれあいの場を設けたいな！



子どもの見守りを強化できないかしら？



放課後教育がどこかできないかしら？



10年後は、このように予想されます・・・。



まずは、自分たちの町をよく見てみよう！



7、情報共有の推進



自治意識の向上のため、まちづくりに関する住民説明会や出前講座はもちろんのこと、各地域の情報を共有し、地域間の連携強化が図られるよう、情報交換会を開催します。

また、当該地域のまちづくりを積極的に公開し、参加意欲を高めることができるよう広報紙作成の技術や取材方法などを学ぶ研修会を開催します。